

氏 名 (本 籍)	桜 井 明 久 (茨城県)
学 位 の 種 類	理 学 博 士
学 位 記 番 号	博 乙 第 193 号
学 位 授 与 年 月 日	昭 和 59 年 3 月 22 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
審 査 研 究 科	地 球 科 学 研 究 科
学 位 論 文 題 目	A GEOGRAPHICAL STUDY ON THE CHANGES OF AGRICULTURAL LAND USE IN THE LIMBURG REGION, WEST GERMANY (西ドイツ、リンブルク地域における農業的土地利用の変化に関する地理学的研究)
主 査	筑波大教授 理学博士 山 本 正 三
副 査	筑波大学教授 理学博士 正 井 奏 夫
副 査	筑波大学教授 理学博士 奥 野 隆 史
副 査	筑波大学助教授 理学博士 佐 々 木 博
副 査	筑波大学助教授 理学博士 斉 藤 功

論 文 の 要 旨

この研究の目的は、先進工業国における小農の土地利用の近年における変化の一般的傾向を明らかにすることにある。このために、まず、小農経営が卓越する西ドイツ、リンブルク地域を研究地域として設定し、当地域内に存在した、北西ヨーロッパを代表する伝統的土地利用方式、三圃式農業と内畑・外畑制が近年まで行なわれてきた2つの村落の土地利用調査を基に、伝統的な小農の土地利用の特色を明らかにした。さらに、これと現在の土地利用を比較することによって、小農の土地利用がどのような方向へ変わりつつあるのかという問題を、農家、村落、地域の各レベルにおけるパターンの変化に特に注目しつつ追求した。

この結果、次の様な一般的な変化傾向が明らかになった。

- 1) 土地利用の変化の様相は地域ごとに異なるが、それらは西ドイツ全体の農業が被った農業変化の一般的過程（経営形態の専門化と分化、機械化、経営規模の拡大、兼業化と離農、農地の需給関係の変化）と地域条件（自然条件、経営の伝統）との絡みによって説明される。
- 2) こうした土地利用変化をもたらした一般的な変化過程は、工業化・都市化に伴う農業外の諸産業における賃金水準の上昇とそれに対応した農家の生活水準向上の欲求の増大に深くかかわっ

ている。すなわち、土地利用変化は、農家が近代工業社会に適應するために、生産要素の中の労働費の節約を計って生産要素を再構成した結果として、生じたものである。

- 3) 農家レベルにおける土地利用パターンについては、従来、各農家は異種の様々な土地資源を保有し、それらを様々に利用することによって混合的な経営を行ってきた。しかし、近年では、各農家がそれぞれの経営目的に沿って、より少数の土地資源を集中的に利用するように変化している。この変化は、主にプリンクマンとアンドレーが論じた農業経営の多面性の原理の影響力が、労働費の上昇と地代の相対的低下によって弱化したために起った。
- 4) この農家レベルにおける土地利用パターンの変化に対応して、村落レベルにおけるパターンには、村落全体から見た自然条件と交通条件に対応しない土地利用が次第に増大してきた。
- 5) 地域レベルにおいては、土地利用の地域的差異が拡大している。
- 6) このような土地利用変化の一般的傾向は、他の西ドイツ各地のそれとも、また広くは日本を含む先進工業国全般でみられるものとも、多くの点で一致している。

審 査 の 要 旨

本論文は、小農地域の土地利用の特質を、急速に近代化されてきた西ドイツの事例を用い、その過去と現在の土地利用を対比することによって明らかにした点に特徴がある。伝統的な小農の土地利用は、その集約度の高さと、微細な土地条件の差異を活用した複合的な土地利用に代表されるが、これらの特色がプリンクマンとアンドレーの経営経済学原理の根拠であることを指摘するとともに、それらが農業の近代化過程で失なわれつつあることがこの論文で明確に示された。桜井氏はこの論文で、土地利用のパターンの変化を、農家、村落、地域という異なる空間的スケールごとに明示するという方法を展開したが、この方法によって、土地利用の種類それ自体が異なる地域の比較が可能になる点で特筆に値する。

この研究は著者の日本における一連の事例研究を基礎にして、約2年間にわたる現地調査を詳細に検討・整理したものであるが、その成果をさらに一層一般性あるものにするためには、工業化・都市化の影響がまだ強く農村地域にあらわれていない、東南アジアやラテンアメリカ諸国の小農地域との対比が必要であるし、小農的土地利用の特質をもたらず理論的根拠を検討する必要がある。しかし、土地利用変化の研究に、グローバルな比較を可能ならしめる方法を提示した点は、極めて注目する成果である。

以上の理由により、本論文には高い評価を与えてよい。

よって、著者は理学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。